

2014年2月吉日

お客様各位

サイバーソリューションズ株式会社
代表取締役社長 秋田 健太郎

消費税率改正に関する弊社の対応方針について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2012年8月に公布され、2013年10月1日の閣議において、施行が正式に決定された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」により、消費税率が2014年4月に8%、2015年10月に10%と段階的に引き上げられることになりました。今回の改正に伴い、弊社の対応方針を下記の通りお知らせいたしますので、ご理解賜りますよう、宜しく申し上げます。

敬具

記

2014年4月以降分に各種料金の取り扱い

保守又はサービスの年間契約に基づく、保守料金又はサービス料金で、2014年4月以降に係る部分については、改正法に基づき新税率の8%の消費税額となります。

既に現行税率5%のお取引として弊社にお支払い済み、もしくは3月末までにご請求させていただいたものであったとしても、2014年4月以降分に係る部分は新税率8%の消費税額となりますので、現行税率5%との差額の3%の消費税額を別途請求させていただくこととなりました。

なお、2014年4月以降の保守料金又はサービス料に係る差額消費税3%分につきましては、2014年3月中旬ごろまでに、弊社から該当金額の明細書をお客様宛に送付（又はFAX）する予定であります。（当該差額消費税3%分の請求書は2014年4月を予定しております。）

誠に恐れ入りますが、ご理解いただけますように何卒宜しくお願い申し上げます。
本件に関する問い合わせ先：03-6809-5858（担当：管理部 高橋）

以上